平成２３年（再イ）第６３号
静岡県浜松市中区泉２丁目34番５号
再生債務者　尼田　政広
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月27日
静岡地方裁判所浜松支部再生係

平成２３年（再イ）第９００号
大阪市城東区鴫野西２丁目２番12―402号
再生債務者　清水　政美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月28日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再イ）第７０号
兵庫県姫路市飾磨区阿成鹿古364番地
再生債務者　延澤　央一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月27日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（再イ）第９１号
熊本市近見４丁目２番73号
再生債務者　玉田　順也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月27日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（再イ）第２２号
宮崎県都城市山田町山田2649番地の１
再生債務者　藤森　博之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月28日
宮崎地方裁判所都城支部破産係

平成２３年（再イ）第５３３号
札幌市豊平区平岸２条17丁目１番15―105号
再生債務者　樋口　浩一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月28日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（再イ）第３１号
北海道小樽市新光１丁目24番438号
再生債務者　直江　美佳
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月28日　札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（再イ）第１号
岐阜県高山市上宝町宮原977番地
再生債務者　井上　　均
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月28日
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２３年（再イ）第３７号
愛知県新城市川田字本宮道312番地32
再生債務者　伊藤　光好
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月28日
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（再イ）第３８号
愛知県新城市川田字本宮道312番地32
再生債務者　伊藤美矢子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月28日
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（再イ）第１７号
愛媛県松山市南久米町243番地１　第１ゴトウビル707号
再生債務者　玉井　洋三
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月28日　　松山地方裁判所民事部

平成２３年（再イ）第９０号
熊本市清水新地６丁目２番22号
再生債務者　橋本　正勝
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月28日
熊本地方裁判所民事第１部

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構九州支社公告第１号
福間都市計画事業福間駅東土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第100条第１項の規定に基づく土地使用収益停止についての通知は、送付する場所を確知できなかったので、土地区画整理法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。
平成24年４月10日
福間都市計画事業福間駅東土地区画整理事業
施行者　独立行政法人都市再生機構九州支社
支社長　板井　秀行

記
1　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
住所　未登記により住所不明
氏名　柴田文九郎
住所　宗像郡福間町602番地
氏名　池浦　　壽
住所　宗像郡福間町574番地
氏名　池浦　儀六
2　通知の内容
福間都市計画事業福間駅東土地区画整理事業施行地区内の貴方が所有の宅地について、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第100条第１項の規定に基づき、別紙のとおり使用し又は収益することを停止しますので、通知します。
教示
1　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に審査請求することができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定されています。）
2　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
3　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、別紙使用収益停止通知書の記載は省略し福岡県福津市字草場668番（福間駅東地区89街区４画地）に所在する本事業の施行地区内の掲示板及び福岡県古賀市舞の里２丁目８番６号に所在する独立行政法人都市再生機構九州支社福岡東部開発事務所の掲示板において掲示しています。

司法書士名簿登録等の公告

司法書士名簿に登録した者及び登録を取消した者を司法書士法第18条の規定により次のとおり公告する。
平成24年４月10日　日本司法書士会連合会
登　　録
登録番号　氏　　名　　登録番号　氏　　名
平成24年３月５日付
札幌 778　吉田　成範　　札幌 779　荒木　和恵
東京5977　岩瀬　友里　　東京5978　知野　理紗
東京5979　三浦　永二　　東京5980　棚橋　正英